

# 決算特別委員会会議録

平成23年10月27日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 13:36

委員長

おはようございます。ただいまから平成22年度決算特別委員会を開会いたします。「認定第1号 平成20年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています。各種電算関係経費について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

おはようございます。資料の40ページに電算関係経費の一覧表を出していただいております。これをざっと見ていただいてもわかるように、まず市内と市外そしてまた準市内というのがありますが、これを分けたのを見ても、10億円強の経費がかかっているわけですが、ほとんどが市外業者であります。市外が90.57%、市内というのはわずかで0.37%であります。やはり建設であったり土木だったという部分についても市内業者の育成という部分をきちんとやっておられるわけですが、この電算関係経費の中で市内業者の育成という部分をどのように考えておられるのか、特にこの部分でもやっていかななくてはならないと思うわけですが、現在においてはどのような考えでこの入札のほうが執行されているのか、そこからお聞かせいただけますか。

情報推進課長

自治体に関わります電算の経緯といたしましては、やはり自治体に特化した業務をどうしてもいち早く取り組んでおりますメーカーであるだとかベンダーとか、そういったところが先んじて取り組んでおりますので一日の長がでございます。そして導入する場合においてもシステムのデモだとか他市の導入状況だとか、そういったところを考慮しながら原課と情報推進課で選定するというような形になっております。当然、地元ベンチャーだとかそういったものの選定する上においては常に心がけてはおりますが、なかなか現実的にそういった、先ほど言いましたようなデモだとか導入実績だとか、そういったところから考慮しますとなかなか難しいところではないかというふうに思っております。

江口委員

導入実績の面でいうと、逆にないからとれない、とれないから次が生まれず、それこそトライアル発注制度で言った、その循環ですよね。そのこともしっかり考えていただきたいというのが一点です。入札形態を見てもかなりが随意契約なんです。表にも出していただいておりますが、随意契約が99.47%。競争入札はわずか0.52%です。確か電算というある意味特殊なセクションですのでとりづらいのはわかりますが、そのときにどうやって育てるかということを考えていただかななくてはならないと思っています。そのことを考えると出来合いのものをポット使うのが、ある意味やりやすいかもしれませんが、これから先、数年先になるかもしれないんだけど、こういったものが必要になってくる。それを市内の企業さんのほうで、数社集まってでもいいです。そういった形でこの部分についてぜひ開発をしていただけないかと、それについては費用を出すし、一緒にその部分を育てていこうと。今後市外にも販売をしていこうと。行政も販売に手を貸すよというふうな仕組みを入れていくとどうかなと思っています。目の前でポンと入札をすると多分そのシステムがあるかないかというほとんど市内業者さんは持たないのが現状です。どこかの販売代理店としてなるか、直接ここに書いてあるように開発業者なりが指名で出している分を購入するという形になりかねません。ぜひ数年

先の部分、そして今やっていない部分、それぞれの業者さんが手をつけてない部分ですね、これから先この部分は必要なだろうねっていう部分をしっかりと見つけて、市内業者とともに、そこを開発をして育てていく。そしてまたその商品を飯塚市が使って、それを外にも売っていただいて、買う立場から売る立場になっていただきたいと思います。これだけの費用が出ていっているわけです。むざむざとこの費用が市外に流れていくのではなくて、市内に残って、市内の業者もそれで少しずつステップアップできる技術をつける部分ができるようにしていただきたい。共通基盤を整備したわけですよ、ある意味その上でそれぞれのサブシステムが動くわけですね。十分可能だと思っておりますので、その点についてぜひ考えて、産学と一緒にいいのかわかりませんが、共同して取り組んでいただきたいと思うわけですが、その点どうでしょうか。

情報推進課長

確かにおっしゃられるとおり、これから見込まれるシステムとしましてはタブレットPCであるとかスマートフォンであるとか、そういったものを使って紙をなるべくなくすようなシステムといますか、そういった仕掛けというのを、これから先は考えなきゃいけないと思っておりますし、そういういま質問者が言われますような事をやれるようにですね、関係部署とは協議していきたいというふうに思っております。

委員長

次に、職員の勤務・休暇状況等について江口委員の質疑を許します。

江口委員

こちら資料のほうを出していただいております。135ページから138ページなんですが、135ページのほうに職員一人当たりの時間外勤務の時間数及び手当について書いていただいております。そしてまた月別の個人ですね、最大数・最長時間及びその手当の額について下の表にさせていただいております。休暇については138ページのほうに年次有給休暇、それと健康管理休暇についての資料も出していただきました。これを見ても各部署で大きなばらつきがあるのが現状だと思っております。その部分についてきちんと平準化するような努力をしていただかなくてはならないと思っているんですが、そこで1点、業務繁忙期には部長決裁で部の中での人間を融通できますよね。その仕組みをきちんと使ってその部の中での業務が偏ったものにならないように配慮すべきだと思っておりますが、その点について現状どうされて、22年度ではその部長決裁でのそのような手段を取られたのかどうか、お聞かせいただけますか。

人事課長

ただいま資料に基づきまして各部の平準化ということでご質問がございました。まず部長融通配置についてでございますけれども、22年度においては結論的に申し上げますと実績はございません。この時間外勤務命令等に関しましては、基本的には各所属におきまして所属長の権限の中で業務の平準化と申しますか、時間外そのものの削減ということに取り組んでいただいているということで、日ごろお話をさせていただいているところでございます。また、いま申し上げましたとおり時間外の勤務命令につきましてはですね、緊急またはやむを得ない事情の場合に限って命令をするようにということで指導はしておりますけれども、いま行革を進めている中で人員削減を進めております。こういった中で、やむを得ず時間外という手段に勤務命令という形にしているのが実態でございます。また、課を超えた応援体制への強化と申しますか、そういったものにつきましては、当然ながら災害時等々におきましては課を超えて兼務命令あるいは併任辞令等によりまして、業務の平準化を図っておるといような状況でございます。

江口委員

しかしながら、それだけでは不足しているからこそこのような数字になっていると思います。

ぱっと見ていただいても一番上の企画調整部ですね、1人当たりの合計の残業時間は331時間やっています。他方30時間というセクションもあるわけですね。10倍違うわけですよ。やはりその点はしっかりと考えていただいていたかなくては、やはり職員の中でもアンバランスについては何でうちだけがこうなんという思いが残ると思います。ぜひその点について人事課のほうでこういった分があります、これは是非使ってください、なんで使わないのっというのもあわせてお話をしていただきたいと思っております。

委員長

職員の雇用について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

職員の雇用については1点提案をしたい分がございます。今ですね、任期付きの職員はどのような方々がおられますか。

人事課長

任期付の職員につきましては、現在、教育委員会におきまして教育職員といたしまして配置をしているところでございます。少人数学級の35人以下の学級編成に対応します任期付職員といたしまして小学校1年から3年生、中学校1年生において、いま配置をしているところでございます。

江口委員

わかっていたら教えていただきたいんですが、訴訟関係ですね。近年、やはりその事務が非常にふえてきているというふうな感じですが、昨年度ないしそれ以外でもしわかればですが、訴訟にかかった費用はどのぐらいか、わかたら教えてください。

人事課長

いまご質問の訴訟の関係についてでございますが、合併後、平成18年度の以降のデータで申し上げますと平成23年度、今年度を含めまして現在確定分を含めて13件の訴訟がございます。確定分の費用7件の分につきましては着手金あるいは成功報酬分等含めまして1083万1795円という総計になっておるところでございます。

江口委員

平成22年度ないし23年度でどれくらい使っているかわかりますか。

人事課長

各年度の近年の状況ですが、平成21年度におきましては66万7950円、これは2件発生をしております。それから平成22年におきましては1件、これは確定しておりませんので現在着手中の案件が1件でございます。それから平成23年、今年度でございますけれども現在3件の訴訟が進行中というところでございます。

江口委員

給食費の滞納についても法的手段を始めましたですね、そういった部分も含めて法律の部分のプロの力を借りる部分がどんどんどんどんふえてきているなと思っています。行政がきちんとした仕事をするためにも、内部での仕事自体が法的にみて大丈夫なのかのチェックも必要だと思っています。そのときに自治体の中には弁護士資格をもっている人間を雇い始めたところがあります。飯塚も無料法律相談等々で弁護士に、無料相談は240万円か、支払っていますよね。そういった部分を考え合わせると人を減らしていくのは大切かもしれませんが、片一方で本当に必要な能力の職員を採用するというのが大切だと思っています。そして他方では司法修習が終わって弁護士やろうと思うんだけど、職がないという部分も出てきております。そこで自治体の中で政策法務と言われる部分を任せようという、動きが少しずつ出てきております。最初は任期付でいいと思うんです。任期付きで弁護士資格を持っている人間を採用して、その部分に当たっていただく。それが任期付きでも結構ですし、それが完全な皆様方と同

じような月曜日から金曜日まで8時半から5時までという勤務体系ではなくても、それが半分だとそして営利企業の従事制限を外すといった形で雇うといったことも考えられると思っています。ぜひその職員の雇用について任期付の部分をどうやってうまく使うか、考えていただきたい。まず弁護士の分が1点、あともう一点が先ほどもお話をしました電算関係についてです。企業の中ではCIOと呼ばれる方を雇っているところがおられます。そのCIOについて、もしご存じでしたらお聞かせいただけますか。

人事課長

ただいまの質問者の言われますCIOにつきましては、インターネット情報等々で収集した情報でございます。略してCIO（chief information officer）チーフ・インフォメーション・オフィサーということで最高情報責任者ということで各民間企業あるいは国等において検討されているというところの情報でございます。CIOの職務といたしましては経営戦略の一部として情報化戦略、これを立案実行し組織運営、組織の業務プロセスこういったものを改革していくという、情報関連に関する最高責任者であり、それを政策等にも反映させていくというふうな形での役職だというふうに認識しております。

江口委員

飯塚は電算関係経費だけでも10億円もの出費をするわけです。他方では2つの大学を抱えながら情報産業都市という部分でもやっていきたいと言われているわけです。そうするとCIOをきちんと雇用して、そして戦略の部分を考えていただくというのは十分あり得るんだと思っております。ぜひこの点についても考えていただきたい、そのことをお願いしておきます。

委員長

次に行きます、各所の電力契約について、江口委員に質疑を許します。

江口委員

これは確認だけにとどめようと思います。市役所等々で九州電力以外から電力供給を受けているところはどのくらいあるんでしょうか。

総務課長

施設の所管がまたがりますので総務課の方でお答えさせていただきます。現段階で主だった施設に照会しましたところ、31施設が九州電力以外の供給業者と提携をいたしています。

江口委員

昨今それこそ電気料金がというお話が出てきております。きちっとそれぞれの担当のほうに、行革なのかどうかわかりませんが電力についても契約先を含めてきちんと見直しを、見直しというか、それをするようにというお話は行っていると理解してよろしいですかね。それだけの数が九州電力以外から買っておられるというのは。

総務課長

平成20年に総務課が主導で動いていますが、民間の九州電力以外の事業者さんのほうに紹介させていただきまして、入札可能な条件というのを提示していただいています。その中で民間業者さんの参入できる条件に合う施設を全て抽出いたしまして、そのすべての事業所において入札を実施しておりますので、現段階として該当する施設につきましては、そのような選定をいたしておるといような状況でございます。

委員長

市の所管する施設におけるエレベーター保守点検委託等の状況について、平山委員に質疑を許します。

平山委員

資料をいただいています。134ページです。これも大変多くが随意契約になっているんですが、その随意契約の規則と他に何か理由があって随意契約にしたのか教えてください。

契約課長

多課にわたっておりますので、契約課で入札執行いたしましたものについてお答えさせていただきます。134ページの全22件うち随契が8件、入札が7件、50万未満が7件となっております。なお、契約課のほうで執行しました15件についてご説明いたします。まず随意契約につきましては50万円以上のものにつきましては、理由といたしては地方自治法167条の2、第1項、第2号随契を適用いたしまして随意契約を行っております。随意契約の主な内容につきましては、エレベーターの特性によりまして遠隔点検、遠隔監視等機器固有の特性により、当該業者でしか対応できないといった理由で随意契約を行っております。その他につきましては入札を執行いたしましてそれぞれ契約をいたしております。

平山委員

今ですね、説明の中で遠隔点検、遠隔監視等、その会社しかできないという答弁がありましたけど、そのエレベーターの台数は何台あるんですかね。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:25

再開 10:26

委員会を再開します。

契約課長

随意契約で行っておりますエレベーター保守点検につきましては、8か所で保守点検を行っております。

平山委員

今ですね、特殊な機能をつけているところが8カ所と聞きましたけど、そしたら他の所は何もそういう設備はついていないんですか。

契約課長

8か所以外につきましては、この随意契約に該当する理由がございませんので、それぞれ履行できる業者を指名いたしまして入札を執行いたしております。

平山委員

ちょっと質問が分らなかったと思うんですけど、その8か所はですね、特殊な機械がついているからそこを施工した業者しか契約ができないと言われたからですね、その他はそういう設備がついてないのかと聞いているんですけど、意味わかります。

契約課長

入札を執行いたしました7件につきましては、そういった条件はつけられておりません。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:28

再開 10:34

委員会を再開いたします。

契約課長

エレベーター保守点検のうち契約課で入札執行いたしました15件以外の7件、いわゆる50万未満の委託業務につきましては、それぞれの各課で随意契約ができます地方自治法167の2、第1項の規定及び第2号の規定によりまして随意契約を行っておりますところでございます。この内容につきましては、私のほうで一括してそれぞれ遠隔装置、そういったものが附帯しているかどうか確認いたしておりませんので、後ほど確認いたしたいというふうに思っています。

平山委員

実はですね、いま答弁を受けたら次の質問がですね。何で8つだけこういう遠隔装置とか遠隔監視とか付けて、それをつけたところしかできないという - では、他のところはつけないでどういう理由でつけたのかということを書いてみたいと思っていたんですけど。何で8カ所だけにそういう設備をつけたんですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 37

再 開 10 : 39

委員会を再開します。

ただいまの平山委員の質疑については一時保留させていただきます。次に移ります。2010年度決算の特徴と行財政改革について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

平成22年度の決算については14日の委員会で説明を受けましたけど、改めてその特徴を教えてください。

財政課長

まず平成22年度に取り組みました主な事業といたしましては、小学1年生から3年生までの医療費負担の軽減、それと中心市街地活性化基本計画の策定事業、コミュニティバスの全市的運行などの交通確保事業、小中学校施設の耐震化大規模改造事業それと小学校低学年の少人数学級編制などの事業が挙げられます。総括的な特徴といたしましては財政調整基金を取り崩さずに決算することができまして、普通会計ベースでございますが実質単年度収支は5年ぶり、合併後初となりますが約3億7800万円の黒字となったことが挙げられます。経常収支比率でも22年度では92.6%となりまして全年度の97.2%より4.6ポイントの改善をいたしております。これは、歳出のほうで合併以降取り組んでおります行財政改革の効果などにより人件費や公債費が減少したこと、及び歳入のほうでは普通交付税が大幅に増加したこと等によるものでありますが、まだまだ他力によるところが大きいいため引き続き健全な財政運営に取り組む必要があるというふうにとらえております。

宮嶋委員

平成18年度から行財政改革実施計画のもとに取り組んでおられますが、この間の効果、これはどのように判断していますか。

行財政改革推進室主幹

合併後の平成18年度に行財政改革大綱及び行財政改革実施計画を策定いたしまして、これまで取り組んできたところでございます。この計画は平成22年度までに単年度の財政収支の黒字化をすること数値目標として掲げて98の推進項目から成るものでございます。平成22年度の効果額は計画額41億3748万円に対しまして50億2553万円となっており8億8805万円の効果増となっております。推進項目のおもな内容でございますが、市民の皆様にご負担いただいたものとしたしましては、長寿祝い金給付事業の見直し、ごみ収集手数料の見直しなどがございます。また、市役所内部の改革といたしまして、効果額が大きいものとしたしましては事務事業の全般的な見直し、それから定員適正化計画の策定実施、これは職員の削減でございます、などがございます。その他のものとしたしましては効果額が大きいものとしたしまして補助金等の見直し、普通建設事業の見直しがございます。

宮嶋委員

平成21年度に行財政改革実施計画第1次改訂版というのを策定されまして取り組んでおられますが、この平成22年度の効果額はどんなになっていますか。

行財政改革推進室主幹

平成18年度の策定の行財政改革実施計画に先ほど申しましたように取り組んできておりますが、三位一体改革後の平成19年度以降も予想を超える地方交付税の削減に加え社会経済情勢の大きな変化などに伴います税収減や実施計画の一部先送りなどにより平成22年度までに単年度の財政収支バランスを黒字化することが非常に困難な財政状況となりましたことから、できる限り市民の皆様の負担増とならないように行政内部の改革を中心とした計画として平成21年度に行財政改革実施計画第1次改訂版を策定いたしまして現在取り組んでいるところでございます。この計画の平成22年度の効果額は計画額6億6208万円に対しまして、7億3355万円となっており7147万円の効果増となっています。その内容としまして効果額が大きいものとしましては定員適正化計画の策定実施、先ほどもありましたが職員削減が挙げられます。また、その他の業務等の見直し、主に市税等の徴収率等がございますが、この見直しでは社会経済情勢が悪化したことなどに伴い効果が減となっているところでございます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:46

再開 11:00

委員会を再開いたします。

一時保留しておりました平山委員の質疑に戻ります。

建築住宅課長

随契につきまして建築住宅課の項目が多ございますので、代表して答えさせていただきます。市営住宅の保守点検につきましては、管理をしている住宅について本庁と支所という形で分けてそれぞれで契約を行っております。最初に随契理由といたしましては、市営住宅は入居者の方が24時間365日生活をしている中でエレベーターを常時使用している状況でございますので、地震などによります利用者の閉じ込め事故防止の監視をはじめとしまして、起動不能、電気系統の異常、管制運転、運転状況の不具合そういうものを早期に発見して処理できる体制づくりが必要であると考えております。そのためにはサービスセンターで24時間監視体制をとり不具合が生じた場合に、遠隔による保守点検が出来ることで事故も事前に防げるものと思っています。そういうことから遠隔監視、保守点検が出来る業者と契約をしているわけですが、委員の言われますような遠隔装置をつけることを指示しているのかということについては入居者の安心、安全を考えると必要なことでありますので、利用をしているところであります。

平山委員

なかなか次の質問がしにくくなりましたが、ここほとんどが九州支店となっているんですね。随意契約の中の相手が。九州支店はどこにあるんですか。

建築住宅課長

私どものほうの話だけですが当課が東芝、三菱、シンドラという三社、東芝エレベーター株式会社九州支店、三菱ビルテクノサービス九州支店、シンドラエレベーター株式会社西日本支店ということで三業者と契約を交わしていますが、ほとんどが飯塚市内に事業所、サービス拠点を置いております。

平山委員

飯塚市内どこですか。

建築住宅課長

すいません、住所までは覚えておりません。

平山委員

営業所等が飯塚にあるということで安心しました。九州支社と言っていたので福岡とか小倉

とかの遠いところにあるかと思っていました。こういう監視カメラをつけようがどうしても、いざ事故の時にそういう支社が遠くにあったら救出とか作業に時間がかかるんじゃないかと思ってそこを聞いたわけです。しかし市内にあるということをお聞きしましたので対応が早くできると思いますので安心しました。今まで飯塚市が管理して使用しているエレベーターで事故があったことはあるんですかね。

建築住宅課長

市営住宅に関しては今のところそういう事故はあっていません。

平山委員

建築住宅課では事故はないと聞きましたが、他はどうか、庁舎とか学校とかそういうところではエレベーターの故障事故とかはあったことなんですか。

総務課長

総務課が所管しておりますエレベーターについてはそのような事故があった記憶はございません。

教育施設課長

学校につきましてもいまままで事故があったという報告はあっておりません。

平山委員

私が調べて聞いた内容は、本庁のエレベーターの中で故障して議員が閉じ込められたことが過去にあったということを知ったんです。その時にどれくらいの対応が出来たのか聞いてみたかったんですが、もし、ないっていうことになればですね、また調べなおします。その答弁でよろしいです。今ですね、この随意契約の契約規則が50万円以下に対して随意契約をやっているということですよ。これが競争入札をされた伊岐須小学校とか学校がいっぱいありますね、全部で8基あるんですよ。エレベーターがですよ、この合計が291万9千円なんですけど、これを8で割ったら1基あたり低い金額になるんですけど、こういうものの考え方は、どういう考え方になっているのか聞いてみたいのですが、説明をお願いします。教育施設とか中央公民館の7基とか50万円以下が随意契約の対象になると聞いたので、割るとはるかに50万円以下じゃないかなと思うわけですよ。

教育施設課長

この委託内容につきましては機能維持のための機器装置の点検をはじめ清掃、給油、調整、消耗品部品等の交換、品質検査などそういったものを含んだもので設計して入札を行っています。

委員長

なんで一括して発注しているのかということをお聞きされているんですよ。

教育施設課長

学校につきましては、小学校それから中学校一括で入札を行っています。これにつきましては同じような学校の形態でございますので、委託する内容が同じですので一括で委託契約を行っています。

平山委員

随意契約、契約規則では時価に対して著しく優位に契約を締結することが出来る見込みのあるとき、こういう内容も随意契約の中に含まれておるんですよ。今の設備をされているエレベーターですね、この1基当たりの金額を見て、私は高いのか安いのかわかりませんが、こういう施設を作る時に、こういう設備をつけたところがもう永久的にこれの契約ができるシステムになっているわけですよ。それで、私が質問したのはやはり飯塚市の地場業者を一つでも多く使って、やはり税金を入れてもらうように、地場業者育成を進めていくためにはこういうやり方をしてはだめだと思うんですよ。こういう、つくる時にこういう特殊なものをつけ

て、もうそこにしかできないようなやり方をしてはいけないと思います。今後ですね、また穎田の小中一貫校も出来るし、本庁舎も建て替えしようとかありますけど、こういう特殊なものをつくる時ですね、やっぱり地場業者も参加できるようなですね、そのシステム作りをしなきゃですね、おそらく地場業者でも遠隔監視くらいならできると思います。そのところも今後よく考えられて、こういう契約をするときには、発注するときにはよろしくお願いします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

ごめんなさい。職員の雇用についてもう1件質問させていただきます。資料のほう136ページのほうに通勤手当及び住居手当の資料を出していただいております。これを見る限りでは約4分の1の方が市外から通勤されている理解になりますが、すごいのは片道60キロ以上って方がおられるんですね。ちなみにどちらから来られているんでしょうか。

人事課長

諸事情によりまして遠方からこられている方がございます。場所につきましては県外からということで了解いただければと思います。

江口委員

いろんな事情があるのわかりますが、ただですね、24%、4分の1の方が市外に住んでおられます、この方々にお支払いしている給与もまた税その他から出ております。およそどのくらいになりますか。

人事課長

ただいま居住地でのデータ、給与額及び納税額については資料を持ち合わせておりません。

江口委員

ざっくりと言っていいんだと思うんですね。22年度の人件費については74億円強ですね、それに24%かけると17億8千万円ですか、18億近くのお金が飯塚市職員への給与として市外に流れていくわけです。考えなくてはいけないのはこの形が本当にいいのかどうか、定住促進と言いながら、そしたら飯塚市に住んでもらうことを進めないと思うんですよ。そしたら、この手当の形から変えるというのは1つの誘導策だと思います。職員採用についても市内のほうから取れという意見さえありますしね。毎年毎年これだけのお金が市外に流出するのではなくて、この200人が飯塚市に住んでいただいたら18億の部分が生活費となって落ちてくるわけです。通勤手当並びに住居手当ですね、形を変えていいと思うんです。大きくうなずいておられる職員の方もおられますし、是非そういった形に変えていただきたい。で、それをやるのはある意味例えば災害対応を考えても当然のことですよ。災害がありました、すぐ来なくちゃならない、だけど市外から来ていたんでは間に合わないし、来れないことすらある。そういったときは勢い近くにいる、飯塚市内の職員のほうばかりがすぐ出てきてという対応になりますよね。毎回出てこられる職員がいる片方で遠くから来ながら遠くにお金を落とされている職員もおられるわけです。ぜひ、この分を見直しをしていただいて、これ別に法の縛りがあるわけじゃないですよ、ありますか。

総務部長

職員の採用について地域性を限定することは適当ではないという通達もございます。この数字ですが、2割ほどが市外と、しかしこの半数ほどは嘉飯、2市1町の中でございます。ですのでほとんどがこの筑豊、嘉麻盆地の中の職員と、9割がですね、そのように理解していただきたい。それから職員のほうにも出来るだけ市内に居住するようにと、質問者が言われるような指導はしております。また、質問者が言われるような手当等についても今後検討を進めたいとは考えとりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

江口委員

通勤手当並びに住居手当については法の縛りはないわけでしょ。これについてはないわけですよ。ぜひ、検討を進めるといってお話でしたので、それが何年も何年も検討することがないように、結果が早く出ることを期待しております。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。以上をもちまして一般会計歳入歳出決算全般について、すべての質疑を終結いたします。なお、討論、採決につきましては保留して財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

これより特別会計の審査に入ります。特別会計の審査につきましては、会計ごとにおこないます。「認定第2号 平成22年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております。宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

270ページ、国民健康保険特別会計の滞納及び不納欠損についてというところで質問します。資料は121ページに滞納状況、不納欠損状況というのをつけていただいております。はじめに滞納の状況、その原因についてお伺いをいたします。

納税課長

資料の121ページをごらんいただきたいと思います。この表の中に収入未済と記載してありますが、この金額は基本的に翌年度に滞納繰越額として繰り越されるわけでございます。したがって18年度以降は21年度まで減少傾向にありましたが、22年度は21年度と比較しまして約7700万円。率にいたしまして約0.9%の増となっております。また、この原因でございますけれども、表にもございますように22年度の収入未済世帯が6,383世帯となり、前年度と比較しまして2,079世帯、率にして約48.3%の増となっております。このことはやはり社会情勢の低迷が影響しまして国保税の滞納世帯とともに滞納繰越額を増加させる厳しい状況を発生させているというふうに分析しております。

宮嶋委員

いま課長が言われたようにこの経済情勢、社会情勢の低迷のためというふうにおっしゃいました。本当に払いたくても払えない方が増えていると、悪質な方も確かにいらっしゃるかもしれませんが、そういう方がふえているという認識だと思います。滞納者に対して短期保険証、資格証明書というのを発行されていますが、その数を教えてください。

健康増進課長

成果説明書の99ページに記載をしておりますが、各年度の3月末現在の数字を載せております。平成22年度の3月末の状況といたしましては短期保険証の交付世帯が1344、資格証明書の交付世帯が837ということになっております。資格証明書の交付世帯につきましては20年度からみますと若干増加傾向ということが言えます。

宮嶋委員

この資格書を発行する、短期保険証を発行する、これは滞納された方全部じゃないと思うんで、どの時点でどういう基準で発行されているのか教えてください。

健康増進課長

まず短期保険証でございますが、当該年度で見えますと更新時期が11月1日になってお

りまして、その前々月の滞納状況で滞納されている方につきましては基本的に短期保険証を発行するという形になっています。それで、資格証明書の方は納期後1年を超えるものにつきましては資格証明書を発行するようになっておりますけれども、基本的にはその中で分納されているとか分納誓約をされているとか、そういった条件があれば交付はしておりません。ですから基本的には資格証明書を発行される世帯につきましては、全く分納誓約をされないとかいうケースに限られる形になります。

宮嶋委員

税の滞納で差し押さえが行われるというのは市税のほうでも行われておりますけれども、国民健康保険証っていうのはやっぱり、なんで国に国民皆保険にしたかということと皆さんの健康、命を守るためだと思うんですね。お金が払い込めなかったから、相談にも来られなかったから資格書を出したということですが、もしその方がずっと病院にかからないといけないと方とか、薬を飲み続けないといけない方、こういう方の場合はその時点で相談があればいいんですけど、保険証がないまま薬も飲めずにじっとされているっていう方は、やっぱりいらっしゃるんですね。ぜひ、資格書を発行するときに、この保険証をいま現在どういう病気で使っているかとかいうことは確認されないんですかね。

健康増進課長

資格書を発行する世帯は先ほど申しましたように、要するに相談に来られない方というような形で、私どもも納税も含めてですけども、再三にわたって相談に来てくださいというような形をお願いしております。そういった部分につきまして、個々人の診療状況を確認することまではできておりません。先ほど委員がおっしゃいましたように、皆保険制度ですので本来的に言えばみなさんに保険証をお渡しするということでございますけれども、相互扶助、お互いに皆さんが保険料を出し合って病気の方の分をみることになりますので、その部分のご理解をいただきたいと思います。また、資格証明書の交付に際しましては一定の理由がございましたら、当然資格証明書は発行しないようになっております。ですから、その対象になった場合につきましては弁明書の提出をお願いいたしまして、その提出に基づきまして最終的に資格証明書になるかそうでないかという判断をいたしております。

宮嶋委員

病気があるかどうかというのは確認しておりませんということでしたけど、できないということではないんですね。しようと思えばできるということですかね。

健康増進課長

確認をしようと思えば個別に自宅まで行って状況を聞き取りということがあれば確認はできると思います。

宮嶋委員

個人情報とかプライバシーとかあるからそういう面でできないということもあるかなと思いました。ご本人が相談に来られるのが一番いいんですけど、私たちでも本当にもう薬がなくなってしまってもどうにもならないっていうところで相談、だれかを介して相談にお見えになる。自分から自発的に相談に来られるという方でない方が本当に多いんですね。何度か課長に無理をお願いして、特に金曜日の夜遅くとか夕方ぎりぎりになって相談にお見えになって、役所には何とか、携帯が今ありますんで課長に連絡取れるんですけど、病院が閉まっているとかですね、今日薬がないと駄目だっという言いながら相談にぎりぎりにお見えになったりする。確かにきちっと相談にお見えになればいいということですけども、それでもなかなかお金がないということで仕方がないかなと、もう半分自分はどうでもと、税金を滞納してある方は他にも借金のある方が多いんですね。するともう、もうどうなってもいいって、このまま死んだほうがいい、こういう方もたくさんいらっしゃいます。そういう方何人か相談を受けまして課

長のほうに配慮していただいでですね、特別に保険証を出していただいたりしたこともあります。そういう方が出ないような形で、(特別はいけないのでは・・・という声あり)分納の相談をして保険証出してもらったんですよ、そうですよ、そのあともその方はずっと払ってあると思いますけど、そういうことになっています。ぜひ、出来れば特にそういう重病な方とかいらっしやると思うんで、その辺配慮していただいて差押え、資格証明書の発行を慎重にやっていただきたいというふうに思います。続いて、不納欠損が出ていますが、これはどういうふうに処理をされているのか、ちょっとお願いします。

納税課長

不納欠損の処理ということですが、処理をする場合には詳細な財産調査を実施するとともに、執行停止を除いて差押えや分納誓約書の提出等の様々な時効中断措置が取れない場合、どうしても財産が見つからないとか差押えをするものがないとかそういうふうな場合、それとか生活に困窮されている場合とか、そういう場合には不納欠損として落とす場合がございます。

宮嶋委員

これは何年を経過したとかいうのがあるんでしょうか。もう延々にずっとついていくんですかね。

納税課長

不納欠損をもうちょっと詳細にご説明させていただきます。不納欠損処分とは既に納税義務が消滅した徴収金を徴収簿から削除し、翌年度に繰り越さない会計上の処理のことです。地方税法では不納欠損処理を行うことができるのは、まず時効消滅が完成した場合、これは徴収金の法定期限を5年間時効中断の措置を取らなかった場合で、本人に担税能力及び差押え可能な財産もなくまた分納も不可能な状態で時効の中断措置や滞納処分の執行停止等ができなかったために5年間が経過して、時効により債権が消滅するものです。次に滞納処分の執行停止が3年間継続した場合、これは執行停止の措置を講じたにもかかわらずこの状態が3年間継続したために納税義務が消滅するものがございます。そして3番目に即時消滅といいまして、この場合は相続放棄や限定承認などによりまして差押え可能な財産がない場合や法人などが解散または廃業などにより将来再開の見込みがない場合、海外に移住または海外出国後将来的に帰国の見込みがない場合というふうな、この3点での場合が考えられております。

宮嶋委員

5年で時効ということですが、分納相談しながらずっと払ってきていけば5年過ぎてもやっぱり払わないといけないんですかね。

納税課長

分納されているということは担税能力がございますので、払っていただきます。

委員長

次に行きます。270ページ、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

270ページ、国民健康保険特別会計の減免相談についてお尋ねをいたします。資料が124ページですね、相談件数とその特徴を教えてください。

健康増進課長

124ページに資料を載せておりますので、それに基づきましてご説明を申し上げます。記載しております平成18年度から22年度の状況でございますが、18、19、20年までは比較的横ばい状態ということでございました。21年度はリーマンショック等の影響がありまして額が20年度と比べまして倍ぐらいになっております。22年度減少しておりますのは、これは新たに非自発的失業者に係る分の軽減措置を国のほうで始めました関係で、極端に減少

している状況でございます。

宮嶋委員

非自発的失業者ということは、自ら仕事を辞めてないという人ですかね。ありがとうございます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております298ページ、坂平委員の質疑を許します。

坂平委員

介護保険特別会計の保険事業勘定は介護保険料や国、県などからの交付金や自治体として義務負担金で運営されるべき事業です。歳入決算額110億600万円、歳出決算額109億4900万円、差引き5626万7千円の黒字となっています。歳入決算額110億600万円から事務費等繰入金2億7670万円を差し引くと2億1970万円の赤字となる。この特別会計は一般会計で質問した事務費等繰入金は超過負担と言わざるを得ない。実際は赤字決算という認識はありますか。

介護保険課長

介護保険特別会計につきましては、保険給付費につきましてきちっとバランスシートがとれております。決算書にございます事務費等の繰入金、これにつきましては介護保険制度そのものを運営しております職員の人件費が大半でございます。2億4670万円のうちの2億円近くが保険料関係の事務あるいは認定に関する事務、あるいは給付関係の事務の人件費となっております。したがって、介護保険会計につきましては赤字であるというような認識は持っておりません。

坂平委員

それでは、事務費繰入金の削減の努力は何かされてありますか。

介護保険課長

先ほどご答弁しましたとおり、事務費の大半は人件費ということになっております。近年の行財政改革によりまして平成22年度には保険料係職員を1名減、またその前の21年度には、係長を課長補佐兼務とするなどの職員の減に取り組んでいるところでございます。また制度改正によりまして認定期間を一定程度延長することができるようになりましたので、この制度を活用いたしまして認定事務経費の削減に努めております。また細かいこととなりますが、電算システムリプレイスしました結果、転居に伴います被保険者証の発行が即時処理できるようになりましたことから、郵便料をその分を削減するといったような努力をしているところでございます。

坂平委員

それでは、市民課の窓口業務を民間委託するように介護保険課の窓口業務も民営化できる業務ではないですか。

介護保険課長

現在、総合窓口との大まかな事務分担といたしましては、転居・転出入者のうち介護保険の認定を受けておられる方は介護保険課のほうにお越しいただくようにいたしております。現在、介護保険課窓口には認定関係事務で3名、それから保険料関係で1名、給付等で1名の職員がおりますが、窓口のほうにはご本人、ご家族、こういった方々も多くお見えになっておりますことから、制度説明に始まります一定の専門的な知識が必要でございます。また多くの窓口職員は認定審査会の事務局職員といったような業務、あるいは給付適正化といったような事務も行っておりますことから、委託というのはなかなか難しいのではないかとこのように思われます。

坂平委員

そういった難しいことは十分わかりますけども、もちろん人件費ということもわかります。ところが、国、県の交付金で実際に運営するのが本来の形だろうと思うんですよ。だから、もう少しそういうところを努力してほしいと思います。基本的には、繰入金は一般会計では大事な一般財源である。足りない分を漫然と繰入れをすればいいということではなく、この繰入金の削減に取り組まなければ一般会計の財政破綻につながるおそれがあることを指摘して、質問を終わります。

委員長

坂平委員の次の2点については取消しの申し出がっておりますので、ご了承願います。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております326ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

326ページ、住宅新築資金等貸付特別会計です。滞納状況及び対策についてということで質問させていただきます。資料の128ページに滞納状況を出していただいておりますが、この会計は平成9年度で貸し付けは終了して、現在は、償還業務のみというふうに聞いております。なのに滞納額がふえておりますが、この状況について説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

滞納者の方につきましては、原則といたしまして古い過年度分からの返済をしていただくように指導しておりますが、一部の滞納者につきましては経済状況等により毎月約束した返済額を守れず、減額して返済されておる状況がございます。例えば、毎月5万円の返済額に対しまして3万円の分納した場合、差額の2万円が滞納として残っていきます。そのため過年度の滞納額は徐々に増加していきまして、現年度の調定額は新年度にはそのまま過年度の滞納額として移行していくこととなります。滞納額自体が過年度の返済額を上回りますことから新年度には結果的に滞納額が増えていくというふうな状況となります。

宮嶋委員

結局、払えなくて新しい年の分がまた次の年に滞納として重なっていくので、滞納がふえるということですね。この改善策というか、回収策というか、何か手だてを考えてありますか。

人権同和政策課長

滞納者の方につきましては入金分納指導を行っており、定期的に入金しておられます滞納者の方は多数いらっしゃると思います。しかしながら厳しい経済事情により返済が困難な滞納者や、また行方不明や死亡により滞納が続いているケースもございます。死亡者につきましては相続人の調査を行ったり、行方不明者につきましても保証人に相談に行ったり、相談をしております。そういった状況の中で保証人や相続人に対する納入相談を行った結果、納入約束を取りついたり、返済を再開した方も、また夜間の個別訪問等によりまして滞納者と面談し入金指導を行い、平成22年度より支払いを再開した滞納者の方もおられます。今後とも長期滞納解消のために努力してまいりたいと考えております。

宮嶋委員

その次の129ページに不納欠損がついているんですが、ずっと0できて、昨年9万7千円ということで、ことしは115万8千円からの不納欠損が行われておりますが、これはどういうことでしょうか。

人権同和政策課長

平成22年度につきましては件数といたしまして4件、金額といたしましては115万8065円でございますが、これにつきましては本人死亡、保証人も死亡しておると、それから相続放棄、物件の滅失ということで、1件はそういうことでございます。もう1件は本人が行方不明、保証人が死亡しておると、それから物件が滅失しておるということでございます。

宮嶋委員

この物件滅失というのが分からないんですが、家がなくなっているということですか、取り壊されているということですか。

人権同和政策課長

競売にかかわる物件ということでございます。

宮嶋委員

そういう状況にあることを事前に察知はされてなかったんですね。

人権同和政策課長

事前に察知してなかったかということですが、こういう物件につきましては裁判等になっても配分等の見込みがございませんために、こういう処分ということでございます。

宮嶋委員

いろいろ訪問したり回収努力をされているのであれば、こういうことがないようにきちっとしていただきたいと思います。元々この貸し付けに関しては、いわゆる同和団体、補助金を市が出しております同和団体、こういう方の紹介があった方しか貸してないんじゃないですか、違いますか。

人権同和政策課長

本制度につきましては条例は廃止いたしておりますけれど、旧条例の第1条に歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に係る住宅の新築ということで対象者が決められておりますので、そういう地域の方の貸し付けということでございます。

宮嶋委員

貸し付けされる方は分かります。借りるときにそういう運動団体の口利きというか、お世話というか、そういうのがないと直接は借りれなかったんじゃないかなというふうに思っているんですが、違いますか。

人権同和政策課長

本制度の活用につきましては、運動団体から関係者への周知・広報等はあったかと思われましても、行政に対しまして推薦・紹介等はなかったものと認識いたしております。

宮嶋委員

私の知っている方が同和から借りたというふうにおっしゃっていたから、それは飯塚市が貸しているんですよって言ったんですけど、分かりました。なかなか回収が思わしくない。いつまでこの制度の中で続けられるのかなと思いますが、おととも部落解放同盟だとか言う団体補助金を出して、行政の補完業務をしていただいているんだというお話がありました。この住宅資金、そういう地域の方でありますし、きっと解放同盟などに加入されている方じゃないかなと思うんですが、ぜひそういう運動団体の方の補完業務ということで、こういう方の力を借りるということではできないんですか。

人権同和政策課長

借受人や相続人、保証人などの氏名、住所並びに滞納額等の滞納者情報は個人情報となると思われます。こういった個人情報を伴う業務を業務依頼することは個人情報保護の観点から問題がありますことから、今後とも行政の責任において徴収業務を行ってまいりたいと考えております。

宮嶋委員

同和住宅なんかに入るときは、そういう方の口利きがないと入れないとか、いろんなことがある反面で、こういうふうなことです。ぜひともきちっと回収して、この法律はなくなったんですから、早く回収してこの問題を解決していただきたいということを要望して終わります。

委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております332ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

332ページ、小型自動車競走事業特別会計について質問させていただきます。入場者の推移と今後についてということで、入場者は年々減少しているようですが、その状況と原因を教えてください。

事業管理課長

まず入場者の推移につきましては、資料の130ページに掲載をさせていただいております。平成18年度の入場者が34万3266人、19年度35万1824人、20年度31万4185人、21年度31万3156人、22年度29万2116人となっております。この減の原因でございますが、まず開催日数が平成18年度は88日ございました。平成19年度以降は85日になったわけですけれども、昨年度22年度につきましてはさらに東日本大震災の影響がございまして3日間中止となっております。その他にはCS放送等を見まして携帯やインターネットで投票が可能になりましたので、自宅で購入できるという状況により、電話投票利用者数が増加したことがあげられます。それからまた平成20年度以降につきましては、世界的金融危機から続く景気低迷の影響による不況も原因であるというふうに考えているところであります。

宮嶋委員

どこもここも不況で大変な状況にあるということですね。電話投票というのが増えているということですが、この推移を教えてください。

事業管理課長

電話投票利用者の推移をご説明いたします。平成18年度が32万0376人、平成19年度39万2553人、平成20年度42万8853人、平成21年度49万9607人、平成

22年度51万1119人というふうになっております。

宮嶋委員

飯塚場の開催時の場外発売の入場者数、この推移も教えてください。

事業管理課長

飯塚場開催時の場外発売の入場者でございますが、平成18年度が55万8609人、平成19年度61万7616人、平成20年度60万1996人、平成21年度67万8667人、平成22年度60万6313人というふうになっております。

宮嶋委員

入場者数は減少しているけれども、電話投票の利用者が増えているということですが、購入単価の変化もお願いいたします。

事業管理課長

先ほどの130ページの資料に記載をしております。ここに記載しているのは飯塚場の入場者に係る一人あたりの購入単価でございます。平成18年度が1万5600円、19年度1万5300円、20年度1万4千円、21年度1万2700円、22年度1万1700円というふうになっております。先ほど推移をご説明いたしました、場外発売と電話投票を含めた購入単価でございますが、それにつきましては平成18年度1万3200円、平成19年度1万3100円、平成20年度1万2100円、平成21年度1万800円、平成22年度1万500円というふうに推計しております。

宮嶋委員

購入単価は結局お見えになる来場者の方は減って、電話での投票が増えたと言われましたけれども、結局電話での投票による購入単価というのが少ないから、今おっしゃったように購入単価が下がってきていると、こういう理解でいいですか。

事業管理課長

本場来場者よりも電話投票の購入単価のほうが低い額というふうになっております。

宮嶋委員

いろいろ努力をされて、電話投票だとかいうことを取り組まれていますけれども、なかなか収益増には繋がっていないというふうなことで理解をさせていただきます。以上で終わります。

委員長

338ページ、江口委員の質疑を許します。

江口委員

338ページ、委託料の中にファン送迎委託料2603万2千円がございます。この部分についてまず最初に概要からお聞かせ願えますか。

事業管理課長

本場開催時に市内飯塚バスセンターからレース場まで、これは開催日に2台を運行しております。それから筑豊各所5台を使いましてファンの送迎を行っているところでございます。

江口委員

どのくらい乗っておられますか。

事業管理課長

延べ人数でございますが、市内のバスにつきましては9万612人、それから市外からが1万6672人、合計で10万7284人となっております。

江口委員

それでは委託の方法なんですけど、これはどのようになっていますか。

事業管理課長

西日本鉄道株式会社と単価契約によります随意契約を行っております。

江口委員

単価契約による随意契約。ちょっと説明していただけます。

事業管理課長

まず市内の便につきましては1日1台5万7300円、それからナイター時につきましては2万8600円、それから市外からの分につきましては1台につきまして3万9800円というふうにしております。

江口委員

それではその随意契約の理由についてお聞かせください。

事業管理課長

随意契約を行っている理由につきましては、公道場の現行のバス停を使用しているためでございます。飯塚バスセンターから飯塚オートレース場への送迎を行っている便であります。利用者がわかりやすいように西鉄バスが通常運行している飯塚バスセンター、それから新飯塚駅を經由しますので新飯塚駅の既存のバス停を乗降場所として使用しているものでございます。このバス停につきましては西鉄が事業計画により国土交通大臣に届け出がされているものでございます。他の路線についても同様でございます。

江口委員

それを使うのは、西鉄だけしか使えないということですか。公道ですよ。

事業管理課長

このバス停につきましては西鉄が事業を開始するときに、停留所として定めた位置でございます。それを使っているということですので西鉄だけが使えるということでございます。

江口委員

法の縛りとして西鉄さん以外はここは使えない。本当に使えないんでしょうか。

事業管理課長

西鉄の許可を得る必要があるのではないかとこのように考えております。

江口委員

それは確実ですか。いま考えておりますというご発言なんですが、それは間違いのないものでしょうか。思っているのか、それとも事実として確認済みなのか。

事業管理課長

思っているところでございます。

江口委員

であるならば随意契約の理由が崩れてまいります。改めて平成22年度随意契約でやっておりますが、今後についてはそれが正しいものかどうかしっかりと検討した上でやっていっていただきたい。というのはやはりコミュニティバスを考えていて、ここにもバスがあるなと思ってきょう質問させていただいたんですが、やはり市内の業者さんもおられるわけです。そこにもやはり公正な競争ができる土俵をつくってあげないと、それぞれできませんので、この点についてもしっかりと確認をしてください。

委員長

次に、坂平委員の質疑通告は取り消しの申し出がっておりますので、ご了承願います。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:06

再 開 13:08

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、「認定第8号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成22年度飯塚市農業集落排水、事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。坂平委員の質疑については取り消しの申し出がなされておりますので、ご了承願います。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 平成22年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。坂平委員の質疑については取り消しの申し出がなされておりますので、ご了承願います。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成22年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。坂平委員の質疑については取り消しの申し出がなされておりますので、ご了承願います。( 委員長と呼ぶ声あり )

坂平委員

これまで一般会計からの繰入金についていろいろお尋ねしました。各事業の健全経営が必要であることから質問したわけで、不足する財源を安易に一般会計から繰入れをすればいいという経営感覚を、これからもっと慎重、真剣に考えて運営していただきたいということを指摘、要望させていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成22年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています372ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

372ページ、工業用地造成事業特別会計、この項目で質問させていただきます。ここに一般会計からの繰入金というのがありますが、この説明をお願いいたします。

産学振興課長

この繰入金は工業用地造成事業特別会計の収支不足分に対し、一般会計より繰り入れるものでございます。実際には平成22年度より市町村振興資金、それから地域開発事業債の利息分、それから地域開発事業債の元金等の償還が開始となりまして、これらを含めた収支不足分を一般会計より繰り入れるものでございます。

宮嶋委員

375ページの公共下水道区域外流入負担金というのがあって、そのために繰入れされたのかなというふうに思ったんですが、これには使われていませんか。

産学振興課長

いま委員おっしゃいました公共下水道区域外流入負担金でございますが、この分は入っておりません。

宮嶋委員

今が入っていると思ったからそこで質問しようと思ったんですが、この公共下水道区域外流入負担金っていうのがいわゆる受益者が負担するというふうに聞いたんですが、この場合の受益者というのは飯塚市なんですか。

産学振興課長

現在、工業用地となるところの負担金につきましては、まだ分譲に至っておりません。この間は飯塚市のほうで負担するという形になろうかと思えます。

宮嶋委員

負担する人がいないんだから、待ってもらおうということはできないんですか。

産学振興課長

今後は1日も早い分譲を目指して、企業誘致等に取り組みたいと思います。

宮嶋委員

安易な繰入れをしないというふうに先ほどもどなたかおっしゃいましたが、しっかり考えて、結局税金をどんどんどんどん投入していつかしまっているんじゃないかなというふうに思いましたので、今後ともよろしくお願いします。

経済部長

ちょっと私のほうから補足説明をさせていただきます。ただいまご質問のございました負担金につきましては、現在鯉田工業団地の分譲を開始いたしております。これのいわゆる分譲価格の中に造成原価方式で算入をいたしておりますので、もう既に土地が完売すればですね、その分市に財源として補てんされるということになります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 他になし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第13号 平成22年度飯塚市污水处理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第14号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出、一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております388ページ、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

388ページ、学校給食事業特別会計ということで、調理業務委託についてということで質問させていただきます。学校給食調理業務の委託、どのような作業を委託しているのかお尋ねします。

教育部長

現在、庄内小学校、庄内中学校におきまして学校自校式の調理業務の委託を行っております。その内容につきましては、毎月学校所属の栄養教諭等が作成いたします献立表に基づきまして、日々実施する給食の調理作業と各種食器類及び調理機械・器具等の洗浄、消毒など衛生管理に関する作業の委託を行っておりますのでございます。

宮嶋委員

調理や衛生管理作業の指示を学校所属の栄養教諭というのが行うということですが、受託業者が業務を遂行する上で行う指示との不具合、こういうものは生じないのでしょうか。

教育部長

学校給食の調理業務は、限られた時間以内に定められた献立表通りに食事を大量に調理し、かつ十分安全性も確保して提供する必要がございます。学校所属の栄養教諭等が調理上で適宜指示をし、また指導を行うことは安全性の確保、適切な給食を提供するために必要な対応であると思っております。この対応におきまして、受託業者が独自に行う業務指示との不具合等を生じたことはございません。

宮嶋委員

学校所属の栄養教諭等が業務上の指示や指導を委託業者、また調理員にするということでは問題はありますか。

教育部長

調理業務を委託しております庄内小学校、中学校の各調理場では受託業者により調理資格を有し、かつ集団給食調理業務等に長期間従事した経験がある責任者と副責任者が置かれ、それぞれ配置されております。日常的な業務に対する指揮命令系統の管理体制というのは、受託業者の中で確立されております。このような観点から現在実施しておる給食調理業務は、受託業者の専門的技術と経験に基づく業務が日常的に実施されているものでございまして、その独立性は確保されていると考えております。この件につきましては、平成16年5月に東京地方裁判所におきましてこの事例に対しまして裁判が行われまして、いわゆる偽装請負ということで裁判になりましたけども、これにも当たらないという判例が出ておりますので、特段問題はないと考えております。

宮嶋委員

日々忙しい業務の中で、やっぱり偽装請負、こういうことになりかねないというふうに思います。本質的には給食は委託業務にはなじまないのではないかという意見を申し上げて、この項は終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありますか。

( 他になし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は会計ごとに行います。最初に、「認定第1号平成22年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありますか。

宮嶋委員

認定第1号 平成22年度飯塚市一般会計決算に対して、反対の立場から討論を行います。大変厳しい雇用情勢や日本経済の急速な落ち込みの中で、貧困の広がりが一層深刻になっていきます。自治体はこのような状況だからこそ住民の暮らし、福祉を守る立場に立つことが求められています。ところが、値上げの根拠がなくなったのに高過ぎるごみ袋代を押しつけ、高齢者の方が楽しみにしておられた長寿祝金は節目支給になり、住民負担はふえるばかりです。そして不況のもとに企業が来る当てもないのに鯉田工業団地を造り名古屋事務所を開設するなどやっております。いまだに1区画も売れないままです。また部落解放同盟と同和会などに対する補助金はほとんどが人件費で、その活動が行政の補完などというものではないことが明らかになっておりますのに、いまだに多額の補助金がつぎ込まれています。また、中小業者の仕事おこしや商工業、農林業の振興策など、市民生活を守る立場に立った工夫が見られません。以上、

反対討論とします。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 平成22年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

「認定第2号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論いたします。子どもの医療費軽減など前進面はありますが、こういう経済情勢の下で減免世帯がふえ続け、滞納がふえる一方です。そういう人たちに資格証や短期証の交付がふえています。病気になったときに本当に安心してかかれる国民健康保険ではないといけないという立場から反対をさせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 平成22年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

「認定第4号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。もともとこの介護保険というのは、介護を社会全体でみるという、このことから出発をしました。しかし高過ぎる保険料で滞納者がふえ、利用料も高く介護が受けられない、こういう状況が続いています。こういう介護保険制度、改革していかないといけないということで反対といたします。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

「認定第5号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。75歳以上の高齢者を家族から引き離すこの保険制度は廃止すべきであり、これまで扶養家族であった人にとって新たな負担を生じさせる、こういうことも生まれています。以上の立場から反対といたします。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

「認定第6号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。この貸付は平成9年に終了しているのに滞納額がふえ続け、不納欠損がことしも計上されました。改善が見られませぬので、この議案に対して反対をいたします。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

「認定第7号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、詳しくは本会議場で述べますが、本日は反対という態度を取らせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

「認定第8号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、理由は本会議上で述べたいと思います。反対の立場を取らせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成22年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 平成22年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成22年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 平成22年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成22年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 平成22年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成22年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

「認定第12号 平成22年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論をいたします。行革だと言いながら市民の暮らしや福祉を削る一方で、企業が来るあてもない工業団地造りに貴重な税金をつぎ込む、このことに対して反対の立場を取らせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 平成22年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成22年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 平成22年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

「認定第14号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論をいたします。学校給食というのは自校方式で安心、安全直営においてやるべきものだというふうな考えに立ちまして、反対とさせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第14号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。今回の委員会では例年よりもさらに多くの質疑通告が出されておりましたが、委員の皆様のご協力により予定どおり3日間で審査を終えることができました。本当にありがとうございました。また執行部の皆様におかれましても、通常業務繁忙の中、大量の資料準備から答弁準備までしっかりと対応していただき本当にご苦労様でした。さて、委員会の審査の中で各委員からの指摘なり要望が多々ありましたが、執行部におかれましてはこの意を汲んでいただき、しっかりと検討、協議をしていただきまして市民福祉の向上のため、また市政の発展のために、より一層ご尽力いただきますようお願いをいたします。これをもちまして平成22年度決算特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。